

第2部 公害の現況と公害の防止に 関して講じた対策

第1章 大気汚染

第1節 大気汚染の現況

1 硫黄酸化物

49年度、鳥取市（県衛生研究所）における容液導伝率法による二氧化硫黄濃度自動測定結果は表1のとおりである。

1時間値の年平均値は0.016ppmであり、測定開始の昭和47年度からはほぼ横ばい状態であり、49年度も環境基準を上回った日は1日もなかった（図7参照）。

また、本県においては、昭和45年から4市（鳥取市、倉吉市、米子市及び境港市）の市街化区域において、二酸化鉛法による硫黄酸化物の濃度測定を実施しているが、その結果は表2のとおりである。

昭和49年度の平均値の最高は、米子市西部総合事務所の0.268mgSO₃/日/100cm³PbO₂（以下単にmg）最低は、米子市NHK住吉中継所の0.019mgであり過去4年間の数値の変動はあまりみられず、ばい煙発生施設が増加したとはいえ、硫黄酸化物の汚染の進行は認められない。

表1 昭和49年度二氧化硫黄濃度自動測定結果（測定場所県衛生研究所）

測定年月	月間測定日数	測定時間	日平均値が0.04ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	1時間値の最低値	月平均値	環境基準適合割合		
			日	%				1時間値	日平均値	
		日	時間			ppm		%		
49	4	29	685	29	100	0.03	0.004	0.013	100	100
	5	30	709	30	100	0.03	0.006	0.017	100	100
	6	28	669	28	100	0.03	0.011	0.019	100	100
	7	29	686	29	100	0.03	0.011	0.018	100	100
	8	31	734	31	100	0.04	0.011	0.020	100	100
	9	30	713	30	100	0.03	0.012	0.018	100	100
	10	31	733	31	100	0.03	0.012	0.018	100	100
	11	24	569	24	100	0.03	0.006	0.013	100	100

12	30	711	30	100	0 04	0 006	0 014	100	100
50	1	30	706	30	100	0 04	0 006	0 014	100
	2	27	643	27	100	0 04	0 007	0 014	100
	3	31	741	31	100	0 03	0 005	0 014	100
計		350	8 299					0016 年平均	

表2 二酸化鉛法による硫黄酸化物の濃度測定結果

(単位 $mgSO_3$ / 日 / $100cm^3PbO_2$)

測定地点		昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度
鳥取市	鳥取警察署	0 253	0 140	0 120	0 110
	鳥取家政高校	0 245	0 170	0 140	0 100
	鳥取市立病院	0 407	0 270	0 200	0 140
	鳥取保健所	0 425	0 150	0 160	0 092
	山陰合銀鳥取支店	0 448	0 170	0 170	0 120
倉吉市	倉吉市役所	0 034	0 053	0 052	0 038
	日交バス新町営業所	—	0 239	0 153	0 183
	県立厚生病院	0 072	0 057	0 048	0 042
	日ノ丸バス上井営業所	0 083	0 063	0 084	0 086
米子市	夜見鉄工団地	0 285	0 124	0 101	0 079
	NHK住吉中継所	0 062	0 077	0 080	0 019
	皆生温泉会館	0 179	0 212	0 139	0 161
	米子保健所	0 222	0 215	0 142	0 123
	米子商工会議所	0 526	0 350	0 153	0 210
	西部総合事務所	0 258	0 452	0 295	0 268
日吉津村	日吉津村新田部落	—	—	—	0 174
境港市	済生会境港病院	0 510	0 371	0 263	0 202
	境港警察署	0 067	0 037	0 031	0 030
	米南高境分校	0 071	0 069	0 055	0 024

表3 二酸化鉛法による硫黄酸化物汚染度の評価

汚染度	$mgSO_3$ / 日 / $100cm^3PbO_2$	評価
汚染度 第1度	0 5以上 1 0未満	軽微な汚染
“ 第2度	1 0以上 2 0未満	普通度の汚染
“ 第3度	2 0以上 3 0未満	中等度の汚染
“ 第4度	3 0以上 4 0未満	やや高度の汚染
“ 第5度	4 0以上	高度の汚染

PbO₂法によるSO₂汚染度の判定基準(寺部)

表4 県内重油消費量の推定

(単位KL)

種 類	平均硫黄分 (%)	44年	45年	46年	47年	48年	49年
A 重油	0.9	56326	78193	96912	103255	118339	110366
B 重油	2.4	47607	47907	53588	55704	58147	50407
C 重油	3.0	82613	103601	107562	110923	111775	107091
計	—	186,546	229,701	258,062	269,882	288,261	267,864

県生活安定対策室調べ

2 一酸化炭素

49年度、鳥取市（日交旅行センター前）における、一酸化炭素濃度測定結果（非分散型赤外分析法）は表5のとおりである。

1時間値の1日平均値は最高77ppm（昭和48年度76ppm）、1時間値の8時間平均値は最高141ppm（昭和48年度、連続する8時間の1時間平均値最高15ppm）と、昨年と比べ、大幅な増減はなく、環境基準をかなり下回っている。

表5 一酸化炭素濃度測定結果（測定場所県衛生研究所）

(非分散型赤外分析法) (単位ppm)

測 定 年 月 日	1時間値の8時間平均値	1時間値の1日平均値
49 4/26 ~ 4/27	38	21
5/17 ~ 5/18	62	34
6/10 ~ 6/11	48	28
7/19 ~ 7/20	75	40
8/23 ~ 8/24	90	49
10/ 1 ~ 10/ 2	141	76
10/25 ~ 10/26	135	77
11/20 ~ 11/21	48	28
12/20 ~ 12/21	67	31
50 1/17 ~ 1/18	61	34
2/21 ~ 2/22	24	16
3/28 ~ 3/29	68	36

また、本県においても図1のとおり自動車保有台数が年々増加し、自動車排出ガスによる大気の汚染が考えられるため、昭和47年から3市（鳥取市、倉吉市、米子市）3地点において、一酸化炭素の自動測定を実施した。（表6参照）

この結果、鳥取県内の代表的な市街地の中心部における一酸化炭素の環境濃度は環境基準をはかるに下回っており、急激な汚染の進行は認められない。

図1 県内自動車保有台数の推移

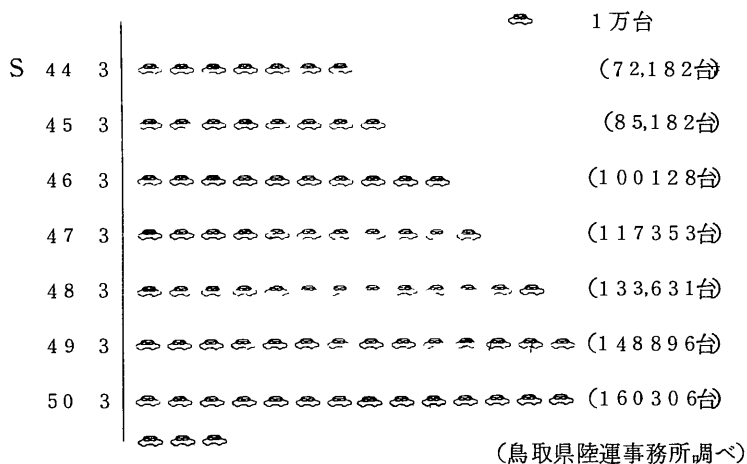


表6 一酸化炭素濃度自動測定結果

(単位ppm)

年度 測定点	昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	1時間値の8時間平均値	1時間値の1日平均値	1時間値の8時間平均値	1時間値の1日平均値	1時間値の8時間平均値	1時間値の1日平均値
鳥取県 日交旅行センター前	77	53	81	45	48	28
倉吉市 打吹駅前	47	42	38	21	25	16
米子市 明生 明治駅前	60	32	61	37	—	—

(注) 日交旅行センター前は毎月1回連続24時間測定したデータの年平均値。打吹駅前、昭和47年10月18～19日、昭和48年6月5～6日、49年6月5～6日のデータ。明治生命前は、昭和48年6月4～5日のデータである。

表7 窒素酸化物濃度測定結果

測定年月	二酸化窒素 (NO ₂)								
	有効測定日数		測定時間		日平均値が0.02ppm以下の日数とその割合		月平均値	1時間値の最高値	1時間値の最低値
	日	時間	日	%	ppm				
S49	4	10	237	10	100	0.011	0.05	0.00	
	5	29	693	29	100	0.011	0.04	0.001	
	6	29	694	29	100	0.011	0.08	0.001	
	7	19	448	19	100	0.010	0.04	0.001	
	8	28	665	28	100	0.008	0.04	0.00	
	9	28	671	28	100	0.009	0.04	0.00	
	10	30	714	29	100	0.014	0.08	0.00	
	11	28	665	28	100	0.012	0.04	0.00	
	12	30	717	30	100	0.012	0.05	0.00	
50	1	27	637	27	100	0.009	0.04	0.00	
	2	24	578	24	100	0.010	0.04	0.00	
	3	26	619	26	100	0.011	0.08	0.00	

有効測定日数とは、1日の有効測定時間が20時間以上ある日数である。

3 窒素酸化物

昭和48年5月から、サルツマン試薬を用いる吸光光度法による自動測定を、鳥取市(県衛生研究所)において開始した。

昭和49年度の測定結果は表7のとおりである。

結果は、環境基準に定める1時間値の1日平均0.02ppmを上回った日が若干見られるが(図7)年平均値では、0.011ppmであり、長期的に見て環境度はかなり低い値となっている。

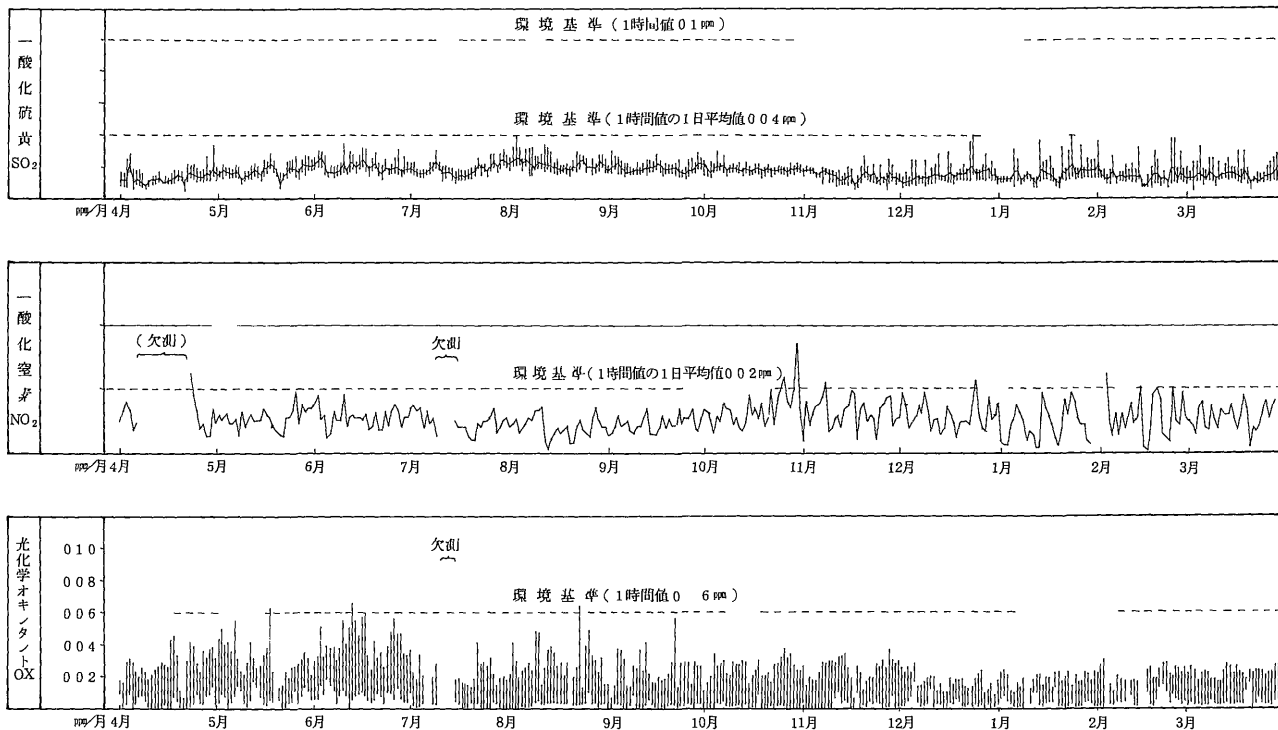
また、次に述べるオキシダント測定結果からもわかるように、鳥取市における二酸化窒素濃度は、光化学オキシダント発生の二次的誘引物質としては、現在のところ問題となるような数値ではない。

(測定場所：県衛生研究所)

一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO ₂ +NO)						
有効測定日数		測定時間	月平均値	1時間値の最高値	1時間値の最低値	有効測定日数		測定時間	月平均値	1時間値の最高値	1時間値の最低値
日		時間	ppm			日		時間	ppm		
10		237	0.008	0.04	0.00	10		237	0.018	0.07	0.00
29		693	0.004	0.05	0.001	29		693	0.015	0.08	0.003
29		694	0.002	0.06	0.00	29		694	0.013	0.06	0.001
19		589	0.003	0.04	0.00	19		448	0.013	0.05	0.001
27		636	0.003	0.01	0.00	27		636	0.011	0.04	0.00
29		691	0.004	0.02	0.00	28		671	0.012	0.05	0.00
27		642	0.008	0.08	0.00	27		642	0.022	0.16	0.00
28		665	0.008	0.09	0.00	28		665	0.020	0.12	0.00
30		715	0.010	0.11	0.00	30		715	0.021	0.16	0.00
27		637	0.006	0.06	0.00	27		637	0.014	0.10	0.00
24		578	0.006	0.08	0.00	24		578	0.016	0.10	0.00
28		670	0.004	0.06	0.00	26		619	0.015	0.12	0.00

る。

図7 大気汚染物質自動測定結果（測定場所・県衛生研究所）



4 オキシダント

昭和48年6月から、中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法による自動測定を鳥取市（県衛生研究所）において開始した。

昭和49年度の測定結果は表8のとおりである。

結果によれば、環境基準に定める1時間値0.06ppmを上回った日が夏季に1日（2時間）あるが、1時間値の最高値は0.07ppmであり、大気汚染防止法第23条に定められている緊急時の濃度0.15ppmと比較しても、現況ではオキシダント被害の発生はないものと思われる（図7参照）。

読売新聞社及び各都道府県が主体となって、昭和49年度に実施したアサカオによる光化学スモーク観察調査（調査地点用瀬中学校、鳥取東中学校）結果からも、オキシダントによる被害は認められなかった。

表8 オキシダント濃度測定結果

測定年月	測定日数	測定時間	月平均値 ppm	1時間値が0.06ppmをこえた時間数とその割合		1時間値が0.15ppm以上となったことのある日数とその割合		1時間値の最高値 ppm	
				時間	%	日	%		
S49	4	29	420	0.02	0	0	0	0	0.05
	5	30	446	0.02	0	0	0	0	0.06
	6	30	448	0.02	2	0.4	0	0	0.07
	7	25	373	0.01	0	0	0	0	0.04
	8	28	412	0.01	0	0	0	0	0.06
	9	30	446	0.01	0	0	0	0	0.06
	10	31	461	0.01	0	0	0	0	0.04
	11	30	446	0.01	0	0	0	0	0.04
	12	29	431	0.01	0	0	0	0	0.03
50	1	31	454	0.01	0	0	0	0	0.02
	2	28	415	0.01	0	0	0	0	0.03
	3	31	460	0.01	0	0	0	0	0.03

5 浮遊粒子状物質

昭和48年9月からアンタル粉じん計（柴田A-632型）及びローホリウムエアサンプラーによる、浮遊粒子状物質（大気中に浮遊している粉じんのうち粒径が10ミクロン以下のもの）自動測定を鳥取市（県衛生研究所）において開始した。

昭和49年度の測定結果は表9のとおりである。

結果は環境基準に定める1時間値の1日平均値 $0.1 \text{ mg}/\text{N m}^3$ を上回った日は5日間、また1時間値 $0.2 \text{ mg}/\text{N m}^3$ を上回った日は、15日間で、これは昭和49年4月～50年3月までの有効測定日の5パーセントに相当するが、年平均値をみると、 $0.042 \text{ mg}/\text{N m}^3$ と、かなり低い値であり おおむね環境基準を満足しているといえよう。

表9 浮遊粒子状物質測定結果（測定場所：県衛生研究所）

測定年月	測定日	測定数	測定時間	月平均値	最高値		1時間値が $0.20 \text{ mg}/\text{N m}^3$ をこえた時間値とその割合		日平均値が $0.10 \text{ mg}/\text{N m}^3$ をこえた日数とその割合		
					1時間値	日平均値	時間	%	日	%	
S 49	4	25	595	0.031	0.16	0.05	0	0	0	0	
	5	26	618	0.031	0.11	0.06	0	0	0	0	
	6	27	631	0.031	0.22	0.06	1	0.1	0	0	
	7	23	505	0.052	0.20	0.13	0	0	1	4.3	
	8	19	423	0.065	0.16	0.10	0	0	0	0	
	9	29	690	0.036	0.16	0.07	0	0	0	0	
	10	27	640	0.063	0.48	0.16	19	3	2	7.4	
	11	21	497	0.052	0.47	0.13	11	2.2	1	4.8	
	12	27	621	0.042	0.20	0.11	1	0.1	1	4	
	S 50	1	23	544	0.037	0.15	0.05	0	0	0	0
		2	26	610	0.029	0.14	0.06	0	0	0	0
		3	29	691	0.030	0.15	0.05	0	0	0	0

6 降下ばいじん

昭和46年9月から、ブポントゲーン法による降下ばいじん（粉じんのうち粒径が大きく自重により降下するもの）量の測定を、3市（鳥取市、米子市、境港市の各地点）で、また昭和47年度からは、倉吉市を加え、現在4市で実施している。昭和46年から昭和49年度までの測定結果は表10及び図2345のとおりである。

経年変化から推定して、県下4市4地点における降下ばいじん量は軽微な汚染の部類に入ると言えよう。

表10 昭和46年～昭和49年度降下ばんじん量測定結果 (ton/km²/month)

測定年月		S46年				S47年			平均
		9	10	11	12	1	2	3	
鳥取市	山陰合同銀行鳥取支店	1740	—	700	930	760	1340	670	1023
米子市	米子警察署	1242	1188	964	872	1344	917	1012	1077
境港市	済生会境港病院	1089	1048	577	837	1247	900	885	940

(ton/km²/month)

測定年月		S47										S48			平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥取	山陰合同銀行鳥取支店	67	32	118	13	17	14	04	08	248	78	167	114	73	
倉吉	倉吉市役所	29	20	15	15	08	26	16	43	85	46	79	119	42	
米子	米子警察署	82	47	79	31	116	17	21	100	144	99	110	81	77	
境港	済生会境港病院	103	42	59	34	107	35	67	154	91	96	80	60	77	

(ton/km²/month)

測定年月		S48										S49			平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥取	山陰合同銀行鳥取支店	001	243	201	549	423	720	521	648	1333	1160	1294	430	810	
倉吉	倉吉市役所	283	154	154	156	157	189	418	570	518	464	638	662	364	
米子	米子警察所	462	175	553	1087	753	766	974	1218	1796	1436	802	1112	928	
境港	済生会境港病院	299	693	1070	1404	849	705	1227	1003	2103	1103	760	1757	1081	

(ton/km²/month)

測定年月		S49										S50			平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥取	山陰合同銀行鳥取支店	920	690	420	520	419	447	296	825	897	868	1112	1212	718	
倉吉	倉吉市役所	399	345	217	235	215	187	135	590	551	621	709	967	431	
米子	米子警察所	594	268	212	196	239	240	188	778	457	725	714	764	448	
境港	済生会境港病院	594	304	272	466	287	2363	077	704	497	752	794	641	646	

図2 鳥取市(山陰合同銀行鳥取支店屋上) 降下ばいじん

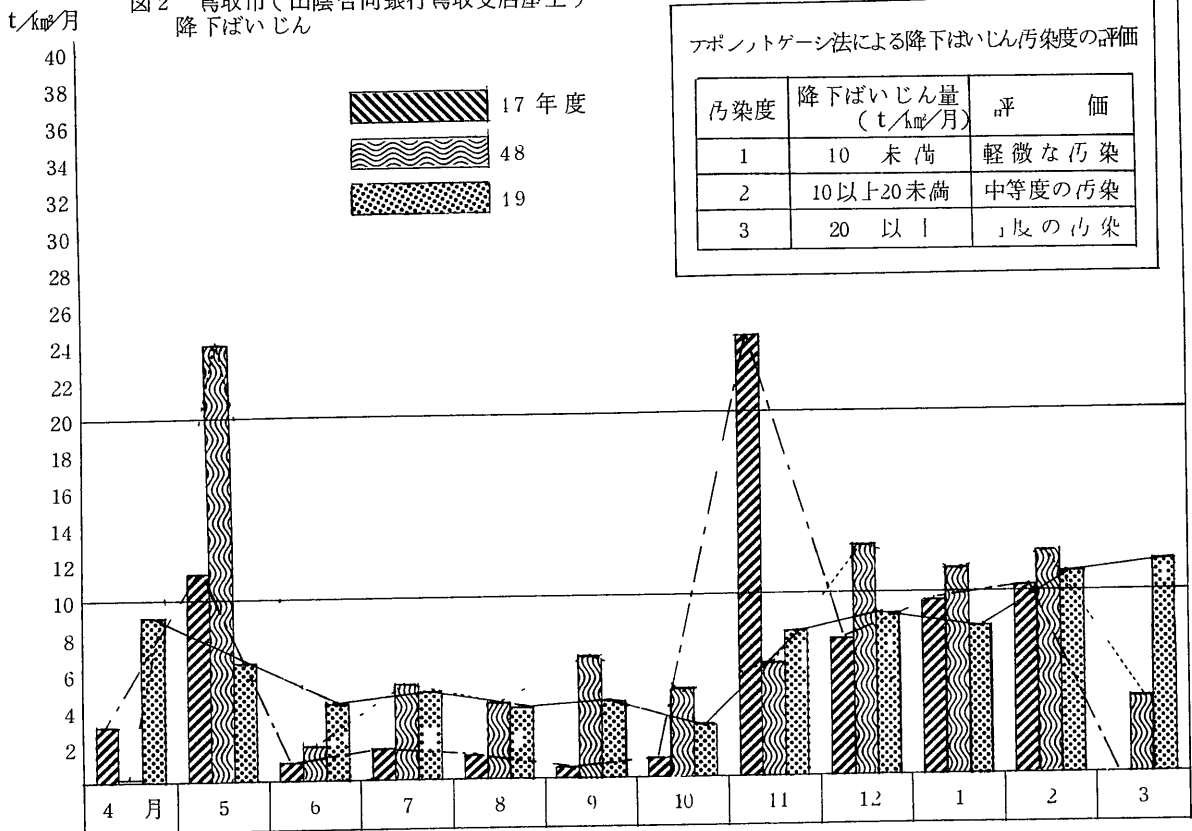


図3 倉吉市(倉吉市役所)の降下ばいじん

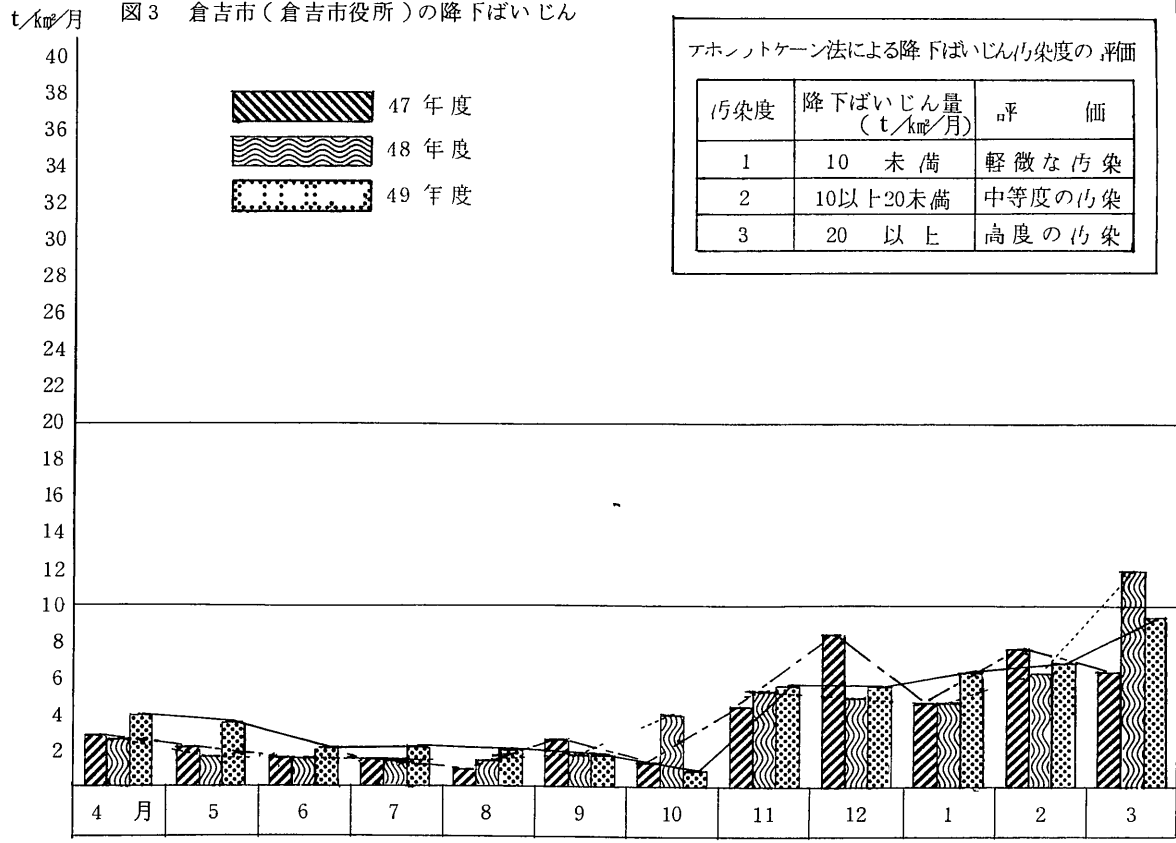


図4 米子市(西部総合事務所)の降下ばいじん

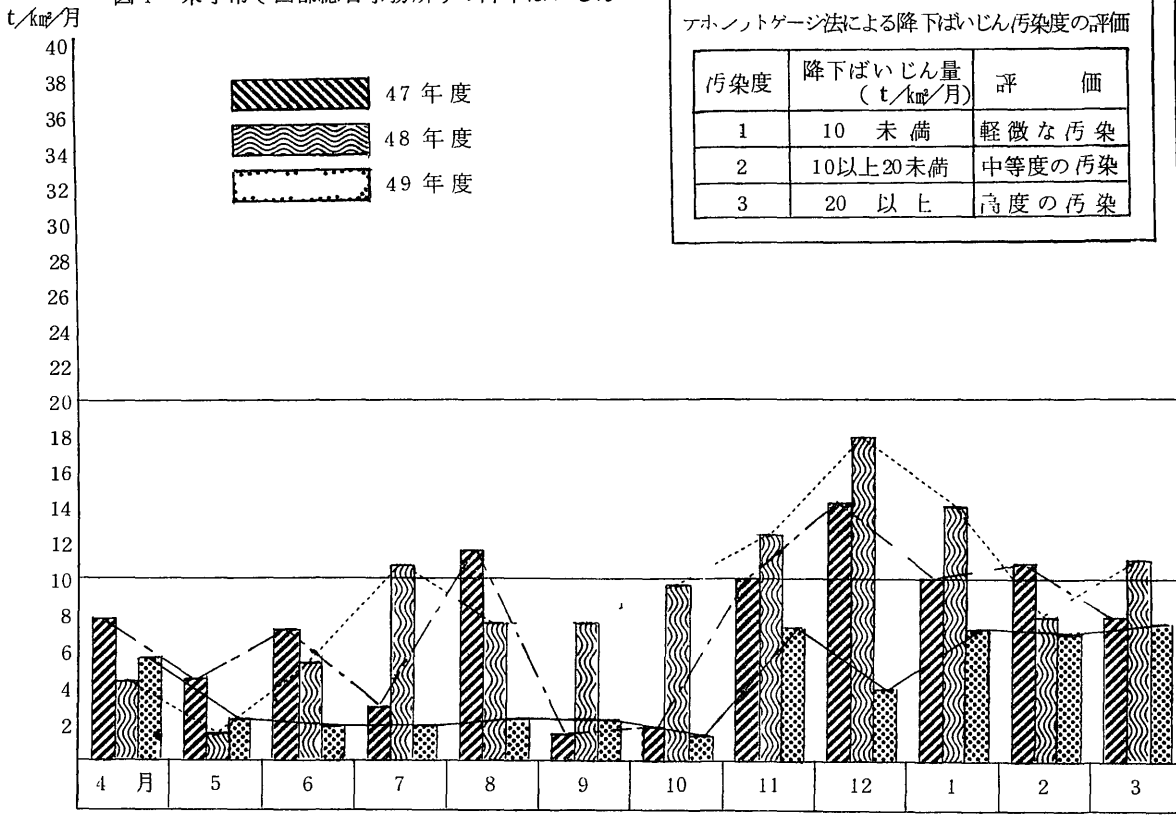
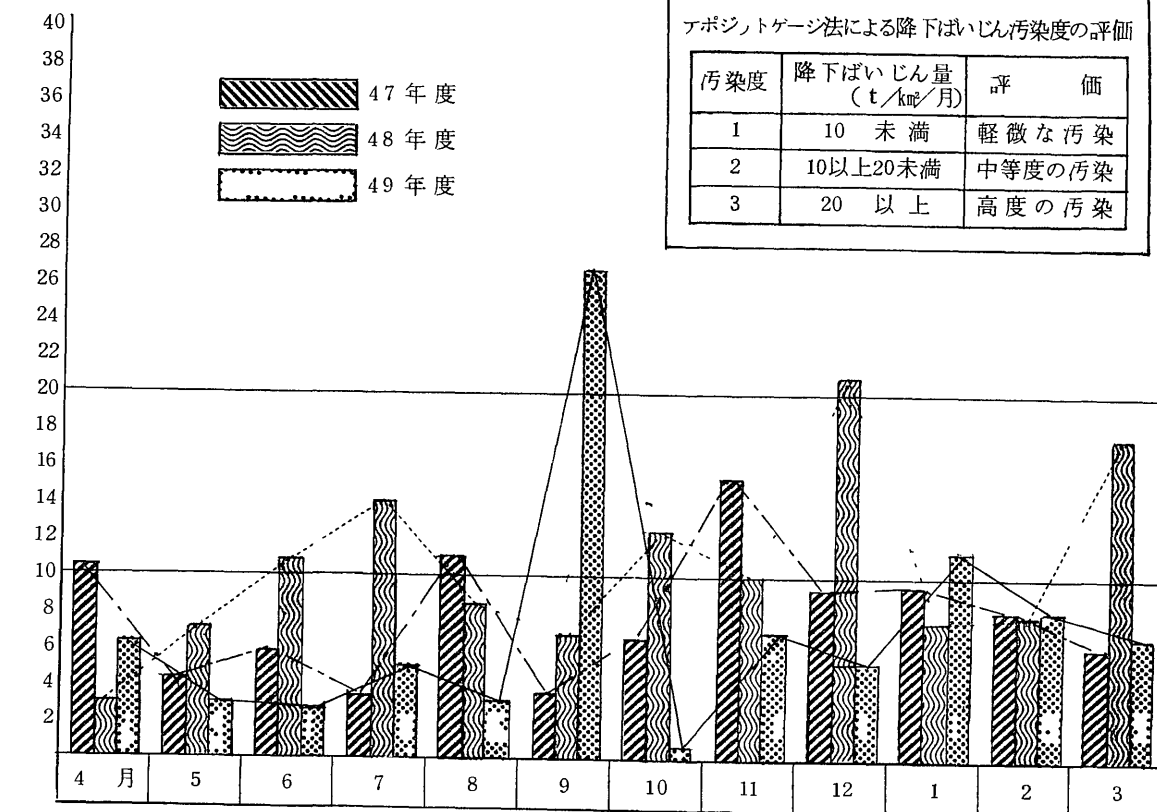


図5 境港市(済生会境港病院)の降下ばいじん



第2節 大気汚染防止対策

1 大気汚染に係る環境基準

公害対策基本法第9条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、昭和44年9月、いおう酸化物に係る環境基準が定められた。その後、複雑多様化する大気汚染公害に対し、測定機器の分析方法の開発等により、種々の汚染物質の人体に与える影響が次第に解明され、この環境基準も逐次対象物質の追加、基準の強化が行われて来た。

現在下表5物質について、環境基準が定められている。

表11 大気汚染に係る環境基準

昭和48年5月8日 環境庁告示第25号制定
(昭和48年5月16日 環俵庁告示第35号一部改正)

物 質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.15mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること
測定方法	溶液導電率法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又は、この方法によって測定された重量濃度と直線的な関係がえられる光散乱法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は、重量法

備 考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大氣中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するもの限り 二酸化窒素を除く）をいう。

2 法、条例による規制

(1) 大氣汚染防止法

大氣汚染防止法のしくみとしては、施設の種類を定め（現在、ばい煙発生施設27種、粉じん発生施設5種）各施設を設置しようとする者、及び、現に設置している施設を変更しようとする者に対しては、届出の義務（大氣汚染防止法第6条設置届、同法第8条変更届）を課し、また、ばい煙排出者の遵守すべき排出基準に従い、この排出基準に適合しない場合、知事は施設に対し直罰を下す（同法第13条）か、あるいは、計画変更や改善を命じ（同法第14条）、これに従わない場合は罰則が適用される。

現在、いおう酸化物 ばいじん、窒素酸化物について、排出基準が定められているか、このうち、いおう酸化物については排出口の高さに応じて定められたいおう酸化物の許容限度として、県下一率 $\vartheta = K \times 10^{-3} \text{ He}^2$ （ ϑ ：1時間当たりのいおう酸化物排出量、He 有効煙突高、K：排出係数）と定められている。本県は、昭和49年4月1日、従前の $K = 222$ から $K = 175$ に強化された。一方、ばいじんについては、施設の種類及び規模ごとに排出基準値が定められている。

また、昭和48年8月2日付で政令・総理府令の改正があり、窒素酸化物の排出基準が追加されることになった。これによれば、新に設置する施設については、昭和48年8月10日から、既設のものは昭和50年7月1日から一定規模以上のボイラー、金属加熱炉、硝酸製造施設についての排出基準が適用されるが（既設の硝酸製造施設については昭和51年7月1日から適用）、本県においては現在設置されている前記施設のうち、規制対象規模以上の施設はない。

県では、排出基準の遵守を監視するため、県内各保健所及び衛生研究所を

通じて、施設に立入検査を行い、重油の抜き取り検査、煙道測定等を実施し、排出基準を上回っている場合には施設設置者に対し、低いおう分燃料への切替え、実煙突高の補正、施設稼動条件の検討、集じん装置の設置等について指導を行い、施設の改善に当たっている。

昭和49年度末現在におけるばい煙発生施設は表12、また粉じん発生施設は表13、改善指導の状況は表14のとおりである。

表12 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設種類別届出数

(昭和50年3月31日現在)

施設	保健所	鳥取	郡家	浜村	倉吉	米子	根雨	計
ボイラー		149 (110)	15 (13)	15 (12)	59 (44)	167 (129)	12 (10)	417 (318)
転炉		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
溶解炉		(-)	(-)	(-)	(-)	10 (1)	(-)	10 (1)
加熱炉		1 (1)	(-)	(-)	9 (1)	25 (1)	(-)	35 (3)
焼成炉		1 (1)	(-)	(-)	(-)	5 (2)	(-)	6 (3)
直火炉		(-)	(-)	(-)	(-)	2 (1)	(-)	2 (1)
乾燥炉		8 (7)	3 (3)	(-)	6 (6)	5 (5)	1 (1)	23 (22)
電気炉		(-)	(-)	(-)	(-)	2 (1)	(-)	2 (1)
廃棄物焼却炉		5 (5)	6 (6)	2 (1)	5 (5)	24 (15)	5 (5)	47 (37)
計		164 (124)	24 (22)	17 (13)	79 (56)	240 (155)	18 (16)	542 (386)

注()は事業場の数である。

表13 大気汚染防止に基づく粉じん発生施設種類別届出数

(昭和50年3月31日現在)

施設	保健所	鳥取	郡家	浜村	倉吉	米子	根雨	計
堆積場		1 (1)	1 (1)	-	1 (1)	4 (4)	-	7 (7)
ベルトコンベアー バケツコンベアー		2 (1)	1 (0)	-	-	4 (2)	2 (2)	9 (5)
破碎機・摩砕機		4 (2)	3 (1)	-	1 (1)	4 (0)	4 (0)	16 (4)
ふるい			1 (0)	-	1 (0)		1 (0)	3 (0)
計		7 (4)	6 (2)	-	3 (2)	12 (6)	7 (2)	35 (16)

注()は事業場の数である。

表 1 4 ばい煙発生施設の改善指導件数

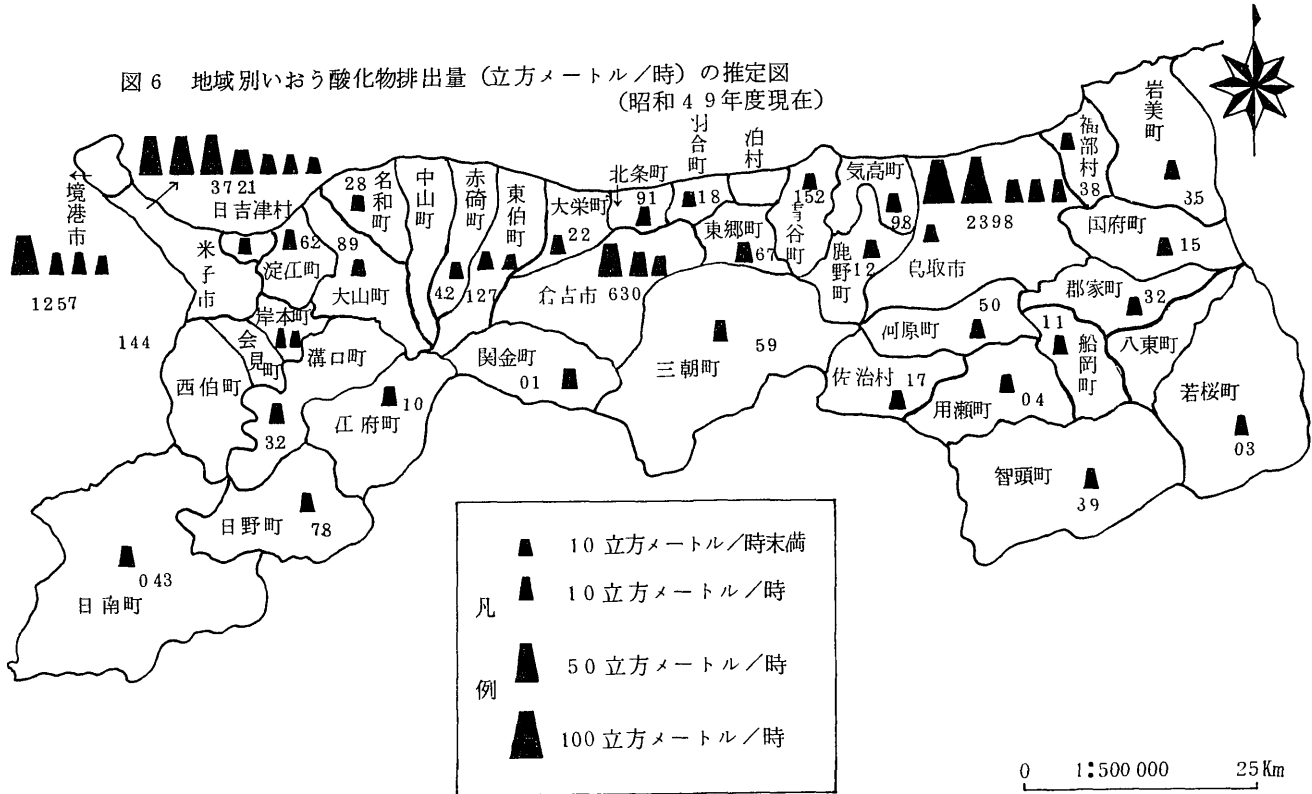
政令番号	施設名	昭和 4 7 年度		昭和 4 8 年度		昭和 4 9 年度	
		届出累計数	指導件数	届出累計数	指導件数	届出累計数	指導件数
1	ホイッパー	330	20	381	9	417	121
4	転 炉	1	—	1	—	—	—
5	溶 解 炉	10	4	10	12	10	1
6	加 熱 炉	34	—	34	6	35	2
9	焼 成 炉	8	—	8	5	6	2
10	直 火 炉	2	—	2	—	2	—
11	乾 燥 炉	20	5	22	6	23	12
12	電 気 炉	2	—	2	7	2	1
13	発棄物焼却炉	31	3	42	3	47	34
	総 計	438	32	502	48	542	173

県下の全ばい煙発生施設が同時に稼動したと想定した場合地域別の排出硫酸化物量は図 6 のとおりとなる。

県では昭和 4 7 年度から、鳥取市において、硫酸化物の自動測定（県衛生研究所）及び、一酸化炭素の自動測定（日交旅行センター前）を開始し、昭和 4 8 年度からは、オキシダント・炭化水素・窒素酸化物・浮遊粒子状物質の自動測定を行っている（現況について第 1 章参照）。

県下のばい煙発生施設の約半数（240 施設）が設置されている西部地区、特に米子市において、昭和 4 9 年度後半から、硫酸化物自動測定機により二酸化硫黄の環境濃度測定を開始したが、今後、各種大気汚染物質の測定機器を整備し、県内広域にわたっての大気汚染の実態をは握していくこととしている。

図6 地域別いおう酸化物排出量（立方メートル／時）の推定図
（昭和49年度現在）



(2) 自動車排出ガス対策

自動車排出ガスに対する法規制としては、昭和49年1月21日環境庁告示によりいわゆる日本版マスキー法といわれる、昭和50年を目標とした許容限度が定められたが、その主な内容は次のとおりである。

表15 50年規制の現行規制に対する低減率(10モード測定)

自動車の種類		自動車排出ガスの種類	50年規制		現行規制		低減率 $\frac{B-A}{B} \times 100$
			許容限度 (g/Km)	平均排出量(A) (g/Km)	許容限度 (g/Km)	平均排出量(B) (g/Km)	
乗 用 車	カソノン車 L・P・G車 (2サイクル 軽自動車以外 のもの)	CO	270	210	260	184	89%
		HC	039	025	380	294	91
		NOx	160	120	300	218	45
	カソノン車 (2サイクル軽 自動車)	CO	270	210	260	183	88
		HC	039	025	225	166	98
		NOx	050	030	050	030	0

自動車の種類		自動車排出ガスの種類	50年規制		現行規制		低減率 $\frac{B-A}{B} \times 100$
			許容限度 (g/Km)	平均排出量(A) (g/Km)	許容限度 (g/Km)	平均排出量(B) (g/Km)	
小 型 ト ン ク 等	カソノン車 L・P・G車 (2サイクル 軽自動車以外 のもの)	CO	170	130	260	184	29%
		HC	270	210	380	294	28
		NOx	230	180	300	218	17
	カソノン車 (2サイクル軽 自動車)	CO	170	130	260	183	29
		HC	150	120	225	166	27
		NOx	050	030	050	030	0

本県においては、さきに「大気汚染の現況」の(2)で述べたように、自動車排出ガスによる大気汚染の進行は認められないが、今後更に測定体制を整備していく方針である。

(3) 公害防止条例

大気汚染防止法の一部改正が、昭和45年12月に公布され、昭和46年6月24日施行されたのに伴い、従前の公害防止条例（昭和44年12月20日公布）を廃止し、新しく、条例を昭和46年10月12日公布し、昭和47年4月1日から、パーク炭製造施設及び貯蔵施設・打綿機・混打綿機を粉じん関係特定施設とし、施設管理基準（表17）を定めて規制することとした。

表16 粉じん関係特定施設と規模

施設名
1 ハーク炭（のこ屑、木皮等を炭化させ微粉炭にしたもの）製造施設及び貯蔵施設
2 打綿機及び混打綿機

表17 粉じん関係特定施設に係る構造並びに使用及び管理に関する基準

管理基準
次の各号のいずれかに該当すること。
1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。
2 フード及び集じん機が設置されていること。
3 戸・窓等が密閉されていること。
4 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

表18 公害防止条例に基づく粉じん関係特定施設種類別届出数

（昭和50年3月末現在）

施設	保健所	鳥取	郡家	浜村	倉吉	米子	根雨	計
打綿機		14 (12)	8 (8)	6 (6)	23 (23)	38 (34)	5 (5)	94 (88)
混打綿機		2 (1)			9 (1)			11 (2)
パーク炭製造 (貯蔵)施設			2 (2)		1 (1)			3 (3)
計		16 (13)	10 (10)	6 (6)	33 (25)	38 (34)	5 (5)	108 (93)

(注) () は事業場の数である。